

平成23年第15回県教育委員会会議
教育長報告

- 1 報告事項 八重山教科書採択について
- 2 事項の説明
- (1) 期 日 平成23年9月8日(金)午後2時～午後7時45分
- (2) 場 所 石垣市教育委員会 会議室
- (3) 要 旨

項 目	内 容
0 県教育庁 依頼	・ 3市町教育委員は無償措置法13条4項により、協議し同一教科書を採択する必要がある。

項 目	内 容
1 八重山地 区教育委 員協会 (臨時総会)	議案「八重山採択地区内同一教科用図書採択の早期実現について」 (意見交換) 教育委員協会には協議し採択する権限はない。 3市町教育委員会(臨時会として招集)として協議し採択することが可能である。 3市町教育委員会で協議することを決定し、教育委員協会総会を閉会する。

項 目	内 容
2 臨時教育 委員会(1) (全体会) 提案	教育委員13名による臨時教育委員会を開会 (意見交換)「同一教科書になっていないことについて」 (質 問)「地教行法と無償措置法どちらが優先されるか?」 (回 答)「どちらも守らなければならない(義務課長回答)」 (議長提案) 会の運営について協議した結果「協議は不可欠」との結論 「どのような形態で協議するのか、それぞれ3教育委員会で協議する。」

項 目	内 容
3 臨時教育 委員会(2) (個別)	協議の形態 3教育委員会ごとに別室でそれぞれ協議会の持ち方について会議

項 目	内 容
4 臨時教育 委員会(3) (全体会)	各教育委員会の協議結果について ・与那国 合意を前提として全教育委員で協議 ・石 垣 採択結果は曲げない。 協議の形態についてはまとまらない。 ・竹 富 13名の教育委員全員で協議 3市町教育委員会の意見を集約し、議長が全教育委員に諮った結果、 全委員で協議することを決定する。
	(協議)採択の採決方法について 紛糾した結果、採決の方法を、多数決で行うことに決定 (石垣市教育長、与那国町教育長が退席)

空転80分	・教育委員長等が会議にもどるよう説得した結果、石垣市教育長は 戻り着席する。
-------	---

項 目	内 容
5 臨時教育 委員会(4) (全体会)	「教科書採択について」 ①採択協議会の答申について協議することとする。 八重山地区採択協議会から答申について採決した結果、否決される。 (・賛成・・2、・反対・・8、・意思表示なし・・2、・欠席・・1)
	②その結果、再度どの教科書を採用するのかを協議する。

(委員一人一人が、自分の推薦する教科書とその理由を述べる)

(委員意見)

- T1：東京書籍 現在使われている中で指導書も学びの連続性。指導としても的確な教材となっている
- G：研究のために使った資料を持っていないため今は、答えられない
- O：東京書籍 調査員が推薦、他の教科書より大きい、中の文字が見やすい。歴史、地理、公民の一貫性を持ちたい。単元に話合いの視点が示されており言語力の向上。評価の観点が示されている。
- T2：歴史を中心に研究。公民については判断の基準を持っていない。
- I1：東京書籍 調査員が推薦
- I2：育鵬社 調査観点、調査員の調査書をもとに自分の採択基準で決めた。学習指導要領、東京都の調査観点も参考。国、家族、天皇、国旗、国歌の扱い。現代の社会の見方を教えることができる。
- N：東京書籍 調査員の意見を大事。現在使用されているの教科書
- K：東京書籍 原発の扱い。多くの方々に理解される。子どもが利用する観点。
- I3：東京書籍

(採択)

多くの委員が東京書籍を推薦したため、各委員の意見をもとに東京書籍の採択について採決し、「東京書籍」を採択する。

・閉会宣言